

陳情第6号	受理年月日	令和3年2月26日
付託委員会	教育文化委員会	
件名	無線LANとタブレットの導入における児童生徒への電磁波対策について	
要旨	<p>北九州市では、今年度、全ての公立の小・中学校に、無線LAN及び児童生徒1人1台のタブレット端末が導入された。ICT教育に期待が寄せられている一方、電磁波による子供たちへの健康への影響も懸念される。</p> <p>日本の無線周波数帯の電磁波の規制値は1990年に定められたものであり、欧州評議会の規制値より1万倍高い。福岡県太宰府市の携帯基地局付近の小学校では、多数の児童に、頭痛・めまい・記憶力低下などの様々な症状が出ている。電磁波を測定した結果、その電力密度は欧州評議会の規制値をわずかに上回る程度であったが児童の体に影響を与えており、電磁波を浴びる時間が長いほど、また電力密度が高くなるほど、体調不良が多くなることが臨床環境医学会で報告されている。</p> <p>2011年、WHOの国際がん研究機関は、無線周波数電磁波には発がん性の可能性があるとして認めている。また、1990年代後半からの多数の研究により、国の規制値よりはるかに低い値でも、白血球や精子の異常、遺伝子の切断が起こることが指摘されている。</p> <p>微弱な電磁波で体調を崩す電磁波過敏症の有病率は、日本では3.0～5.7%と推定され、香りなどの化学物質に敏感な化学物質過敏症との併発率は約8割に上る。電磁波対策を取らずに学校に無線LANやタブレットを導入すれば、化学物質過敏症の児童生徒に、新たに電磁波過敏症も発症させるリスクが高まる。過敏症は一度発症すると完治が難しく、生涯にわたり社会生活に困難を来す場合も多い。</p> <p>公教育の場では、全ての子供たちに安心・安全な環境で学ぶ権利がある。誰一人取り残さない教育を実現するためにも、無線LANやタブレット導入によって子供たちに体調変化が出た場合、各学校で対応ができるインフラを整備し、運用を周知して欲しい。また、予防原則に基づき、</p>	

(続 く)

子供たちが不要な電磁波に常時さらされることがないように、下記のとおり措置していただきたい。

記

- 1 無線LANは授業で使うときのみ、教室ごとフロアごとに無線LANの電源を入れること。授業中でも無線LANを使用しない時間は、こまめに電源を切ること。
- 2 タブレットを使用していても、ネット接続が不要なときには、機内モードにするなどして、無線機能を切ること。
- 3 上記1、2について、全ての小・中学校に、その主旨と操作方法を周知すること。
- 4 学校と家庭が連携して児童生徒の健康面に留意できるように、無線LANとタブレットの導入により、電磁波等の影響で不定愁訴を訴える児童生徒が出る可能性があることと、その症状の例を、学校並びに保護者に周知すること。